

国税通則法施行規則の一部を改正する省令要旨

- 1 公示送達制度について、公示事項を不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとる方法を定めることとする。(第1条の2関係)
- 2 公益信託の受託者が当該公益信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に税務書類を提出する場合には、当該受託者の氏名等のほか、当該公益信託の名称を併せて記載しなければならないこととする。(第15条関係)
- 3 その他所要の規定の整備を行うこととする。
- 4 この省令は、別段の定めがあるものを除き、公益信託に関する法律の施行の日から施行することとする。(附則関係)